



## 「シンジケーション取引の電子化に関する検討」公表にあたって

日本のシンジケーション市場は、近年急速に拡大し、2003年4月から2004年3月までの一年間のシンジケーション組成実績は1,943件/約19兆円に達しました(日本銀行金融市場局調べ)。シンジケーション取引では、案件の組成の過程を中心に大量の資料が頻繁に授受されますが、前述のように取引量が増えている一方で、かかる資料等の授受は依然としてファクシミリや郵送等のような紙ベースのものが大勢を占めています。

そこで、JSLAローン・シンジケーション委員会では、市場参加者がより効率的で安全な方法で取引を行うための手段として「シンジケーション取引の電子化」を進めることはできないかと考えるメンバーがワーキング・グループ(「WG」)をつくり、検討を行ってまいりました。

本ペーパーは、WGが昨年8月にJSLA会員(正会員及び準会員)を対象に行ったアンケートの結果(アンケートの設問及び回答集計結果については、添付資料ご参照。)を踏まえながら<sup>1</sup>、シンジケーション取引の電子化について考察したものです。多くの方にシンジケーション取引の電子化に関するご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

2005年2月

ローン・シンジケーション委員会

電子化ワーキング・グループ

WGリーダー 三井住友銀行

WGメンバー UFJ銀行、住友信託銀行、東京三菱銀行、  
みずほコーポレート銀行

(ローン・シンジケーション委員会)

委員長 三井住友銀行

委員 BNPパリバ証券、UFJ銀行、あおぞら銀行、信金中央金庫、新生銀行、住友信託銀行、第一生命保険、東京三菱銀行、農林中央金庫、野村證券、みずほコーポレート銀行、三菱証券、三菱信託銀行

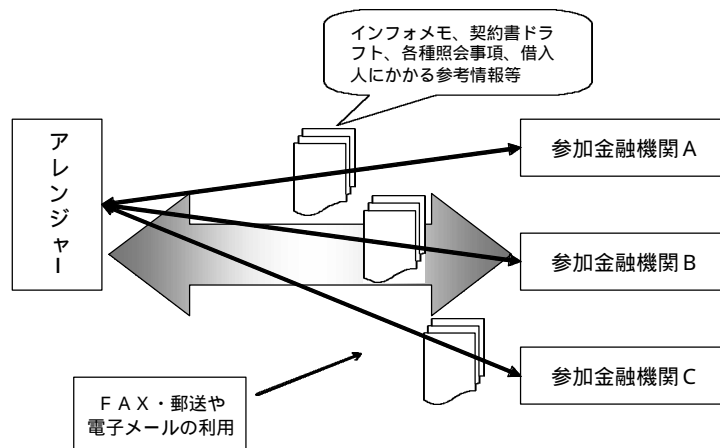
<sup>1</sup> アンケートの回答数、及び回答率は以下のとおりです。全体の回答率は44.9%と半数を下回りましたが、金融機関(除く証券会社)については62.3%の回答率となりました。シンジケーション取引にアレンジャー又は参加金融機関として直接関与している会員については、比較的多くの回答を得たと考えることも可能ではないでしょうか。

	会員数	回答数	回答率
金融機関(除く証券会社)	53	33	62.3%
上記以外	25	2	8.0%
合計	78	35	44.9%

## シンジケーション取引の電子化に関する検討

### 1. シンジケーションの現状

現在、国内シンジケーション取引においては、組成開始からクロージングまでの過程においてはアレンジャーと参加金融機関及び借入人との間で、契約締結後もエージェントと参加金融機関及び借入人との間で、様々な情報の授受が行われています。一部では電子メールを用いるケースも見受けられますが、殆どのケースにおいてはファクシミリや郵送等のように紙ベースの授受を行っているのが実情です。



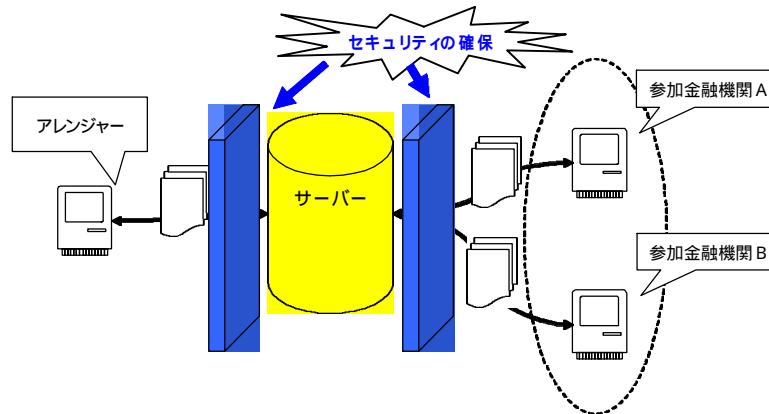
### 2. 電子化の可能性

シンジケーション取引における電子化とは、大別すると、

情報授受の電子化

契約手続の電子化

となります。ではセキュリティーが確保されたサーバーを用いて情報を電子文書の形で授受することになり、では電子文書に電子署名を行うことにより契約締結を行います。(上記にもある通り、現状、情報授受において電子メールが利用されることがありますが、本ペーパーでいう「情報授受の電子化」は電子メールの送受信を指すものではありません。)



ここで、 の「情報授受の電子化」、及び の「契約手続の電子化」について補足説明します。

#### < 情報授受の電子化 >

- ・ 専門業者または特定の金融機関（注：下記『4.「情報授受の電子化」の現状』ご参照。）が、セキュリティの確保された専用のウェブサイトを経営します。（上図のサーバーは、これら運営主体が管理するものです。）
- ・ 運営主体は、ウェブサイト上に、シンジケーション案件毎に設けられたページにインフォメーション、契約書ドラフト等の文書を掲載（アップロード）します。
- ・ 参加金融機関は、ID とパスワードを入力することにより上記案件のページにアクセスし、掲載された文書を閲覧、または自社での二次利用の為に自社の端末に取り込み（ダウンロード）します。
- ・ ウェブサイトの仕様によりませんが、アレンジャーと参加金融機関がメール（ウェブメール）により交信する機能が付加されることも考えられます。（一般のインターネットメール（個社のメールアドレス間のやりとり）とは異なり、ウェブのサーバー上での文書の送受信となります。）

#### < 契約手続の電子化 >

電子署名にはいくつかの技術がありますが、独立行政法人国立印刷局のホームページに分かりやすい説明が記載されておりますので、一例としてご紹介します。

「電子署名とは、従来の手書きによる署名や押印に代わるもので、電子文書の改ざんや検知を可能にし、誰が作成した文書であるかを証明する技術です。」

（ホームページのアドレス）[http://www.npb.go.jp/ja/info/pki\\_time.html](http://www.npb.go.jp/ja/info/pki_time.html)

なお、「情報授受の電子化」または「契約手続の電子化」の仕組みは、シンジケーション取引の流れに従って整理すると、次のような利用が可能と想定されます。

組成時	<p>招聘通知、インフォメモ、契約書ドラフトなどの「情報授受」</p> <p>アレンジャー、参加金融機関間のコミュニケーション</p> <p>守秘義務レターやコミットレターの差し入れ</p> <p>このうち、<input type="checkbox"/>については法律行為であり契約手続の電子化の対象となるでしょう。</p>
調印時	<p>・シンジケーション契約の締結</p>
調印後	<p>・シンジケーション契約に基づく通知</p> <p>この通知手続きにはエージェントが介在することが想定されます。なお、このフェーズにおける通知は契約上の義務の履行等といった法律行為をもたらすものとなるため、情報授受の電子化の対象という側面と契約手続の電子化の対象という側面が混在するでしょう。</p>

以上を総合すると、シンジケーション取引の電子化は次のように特徴づけることができます。

- ✓ セキュリティを確保した確実な書類の授受が可能
- ✓ 授受される書類をサーバー内で確実に保管することが可能
- ✓ フルペーパーレスを可能にする電子契約調印が可能

### 3. 電子化のメリット

シンジケーション取引の電子化が実現することにより、ファクシミリ・郵送や電子メールによる資料の授受に伴う以下のような問題が解消されと考えられます。

ファクシミリ・郵送	電子メール
<input type="checkbox"/> 送受信に時間や手間がかかる <input type="checkbox"/> コメントが全て紙ベースで情報の受取側で二次利用ができない <input type="checkbox"/> 到着確認が不可欠 <input type="checkbox"/> 誤送信・誤送付の可能性はある	<input type="checkbox"/> セキュリティの問題 <sup>(*1)</sup> <input type="checkbox"/> 個人対個人のやり取りになる <sup>(*2)</sup> <input type="checkbox"/> 到着確認が不可能 <input type="checkbox"/> 誤送信の可能性はある

<sup>(\*1)</sup> 電子メールについては、各参加金融機関内部でのセキュリティポリシーの問題もあり、安易には利用しにくいのが現状です。また、送受信できるファイルの容量等に制限がある場合もあります。

<sup>(\*2)</sup> 電子化においては、各参加金融機関において複数のユーザーの利用を認めること等も可能です。

ここで、現行の資料授受における不便な点と電子化のニーズについて、アンケートの結果を見えます。

まず、前者については、「現在の方法で特に不便を感じていない」という回答は少数（回答数：設問 1-1、1-2 につき各 4）であり、アンケート回答者の多くが何らかの不便を感じています。郵送、及びファクスについては送信側・受信側の双方に、また、電子メールについては主として送信側に不便な面があると推測されます。また、受信側の不便な点として、約半数（回答数：17）が様々な手段で書類が送られてくることを挙げています。【設問 1-1 及び 1-2】

また、情報授受の電子化の必要性については、「特段の必要性は感じない」との回答は少数でした（回答数：2）。「今のところは従来の方法で特段不都合はないながらも情報授受の電子化が普及することが望ましい」との回答が多く（回答数：21）「早急に普及することが望ましい」との回答（回答数：9）と合わせると、肯定的な意見が太宗を占めました。【設問 1-3】

一方で、契約手続の電子化のメリットについては、情報授受の電子化と比べると、メリットの有無について意見が分かれました。また、その他意見も多数提示されています。現在のところ、シンジケーション取引において電子的手法により調印手続が行われた事例は見受けられず、情報授受の電子化に比べると、内容やメリットについて具体的にイメージがないという状況ではないかと思われます。今後の議論の発展のためには、契約手続電子化の仕組みや、整理すべき論点をより具体的にしていくことが必要であると考えています。【設問 2-1】

#### 4. 「情報授受の電子化」の現状

欧米では、いくつかの専門業者がシンジケーション取引の電子化サービスを提供しています。Intralinks 社が数年前より提供しているサービスは、主に組成時の情報授受に利用されており、参加金融機関の担当者がセキュリティの確保された専用サイトにアクセスすることにより契約書ドラフト等をダウンロードすることができます。また、DebtDomain 社が 2002 年より同様のサービスの提供を開始しておりますが、同社のサービスにはアレンジャー、参加金融機関間のコミュニケーションを行うことができるデータベースが付加されています。

本邦においては、2002 年 11 月に三井住友銀行が住友商事株式会社を借入人とするコミットメントライン・シンジケーション取引の組成を行うにあたり、同行のサーバーを用いた契約書ドラフト等の情報授受を試行的に行った事例があります。また、2004 年 4 月には東京三菱銀行が、情報授受及びアレンジャー、参加金融機関間のコミュニケーションを行うことができるサービスの運用を開始しました。

なお、現在のところ、上記の事例では、「契約手続の電子化」は実現していない模様です。



## 5. 電子化の普及に向けて解決・留意すべき事項

シンジケーションの取引当事者が上記のような電子化サービスを利用するためには、インターネットが利用可能なコンピュータ端末が必要になります。参加する案件の数や担当者数が増えるほど、かかる端末の数が多いほうが利便性は増すものと考えられます。<sup>2</sup>

また、シンジケーション取引の電子化実施によりセキュリティの確保やペーパーレスなどといったメリットを追求しうるものの、多種多様な電子化形態が乱立すると、市場参加者全体にとっては却って利便性が劣る結果になる虞があります。

加えて、電子化を推進するに際しては、サービス利用規定等の整備のほか、電子取引の法的安定性を確保するための検討も欠かせません。

従って、シンジケーション取引の電子化手法の基本的な考えを可能な範囲で標準化し、多くの市場参加者が電子化のメリットを享受できるようになることが望ましいと考えられます。<sup>3</sup>

## 6. 電子化の取り組み（参考）

日本における電子化の取り組みについては以下のようなものがありますが、それらのうちには直接、間接に金融取引に関係するものも含まれています。

証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(通称 EDINET) XBRL(eXtensible Business Reporting Language)：各種財務報告用の情報を作成・流通・利用できるように標準化された電子的な言語。(日本の取り組み例：国税庁における国税電子申告・納税システム(e-Tax))

電子債権に関する取り組み：(例)信金中央金庫の提供する「電子手形サービス」

「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」(平成12年法律第102号)の施行(2001年4月1日)：電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備された。

電子政府に関する取り組み：「e-Japan 戦略」

以上

<sup>2</sup> アンケート結果によれば、程度の差はありますが、回答をした全ての会員がインターネットに接続可能な環境にあります。「原則として各職員のパソコン端末でインターネットが利用可能」との回答も比較的多数でした(回答数：23)【設問3-1】

<sup>3</sup> アンケート結果によれば、情報授受の電子化に関するサービスを利用するために必要な社内手続については、サービスの具体的内容が定まっていないことにも起因すると思われませんが、「各営業拠点の判断で利用の可否を判断できる」との回答は少数に留まりました(回答数：5)。「セキュリティ関連部署等において利用の可否を判断する必要がある」との回答が過半数です(回答数：21)。「サービスの内容次第で手続が異なり得る」との回答が少なくない(回答数：11)ことを考えると、情報授受の電子化の普及には、サービスの運営主体、契約内容、費用、管理負担、等が明確になっていくことがポイントとなりそうです。

(添付資料) アンケート設問、及び回答集計結果

【設問 1-1】

資料等の送信について、現在の方法（郵送、ファクス、電子メール）について、どのような点に不便を感じていますか。（複数回答可。）

質問	回答数
郵送またはファクスによる書類の送信は、時間と費用がかかる。	24
ファクスによる送信は、社内セキュリティポリシー上の制約がある。	9
電子メールによる送信は、社内セキュリティポリシー上の制約がある。（添付ファイルにパスワードを付ける必要がある、送信できる容量に制限がある、等。）	18
誤送信が心配である。	29
送信の完了確認が困難、または手間がかかる。	18
現在の方法で特に不便に感じている点はない。	4
その他	1

その他意見

「オフィスでのPCが英語環境であることが原因なのかも知れませんが、添付ファイルが印刷・保存できません。」

【設問 1-2】

資料等の受信について、現在の方法（郵送、ファクス、電子メール）について、どのような点に不便を感じていますか。（複数回答可。）

質問	回答数
郵送またはファクスによる書類の受信は、時間がかかる。	20
郵送またはファクスによる書類の受信は、二次利用（書類の転送やコメントの挿入等）が困難なので不便。	25
ファクスで受信した書類は、書面が不鮮明な場合がある。	26
電子メールによる受信は、社内セキュリティポリシー上の制約がある。（受信できるファイルの種類や容量に制限がある、等。）	6
受信の完了確認が困難、または手間がかかる。	6
郵送、ファクス、電子メール等、様々な手段で書類が送られてくるので、整理が煩雑。	17
現在の方法で特に不便に感じている点はない。	4
その他	1



【設問 1-3】

「情報授受の電子化」の必要性についてご意見をお聞かせください。（情報授受の電子化とは、別添ペーパー「シンジケーション取引の電子化について」の第2ページ上半分で説明の内容を想定してください。）

質問	回答数
情報授受の電子化が早急に普及するのが望ましい。	9
当社の一営業拠点あたりの取組案件数を勘案すると従来の方法でも特段の不都合はないが、将来を展望すれば情報授受の電子化が普及することが望ましい。	2 1
特段の必要性は感じない。	2
その他	2

その他意見

「早急な普及は望ましいものの、インフラ整備には時間を要するものと思われる。」

「弊行は唯一海外からの参加ですが、既に案件によってはローンチ、シンジケーション、セカンドリーも電子取り引きを行っており、業者選定のレビューを毎年行い改良してゆく予定です。」

【設問 1-4】

「情報授受の電子化」に関するサービスを利用するために必要な貴社内の手続についてお教えください。（JSLA コミュニティサイトと同等のサービスを想定してください。）

質問	回答数
原則として、各営業拠点の判断で利用の可否を判断できる。	5
当社のセキュリティー関連部署等において、セキュリティーポリシー等に照らして、利用の可否を判断する必要がある。	2 1
サービスの内容（利用規約調印の有無、費用など。）次第で手続は異なり得る。	1 1
その他	2

（注：複数回答あり。）

その他意見

「セキュリティーポリシーの観点からは上記、また「契約手続の電子化」の範疇となりますが、以下に同様の質問がありませんでしたのでご参考までに記載させていただきますと、契約調印等に関わる行内事務手続要領等の観点からは となります。」

「業者の中立性、システム利用の利便性とコスト面からの判断。」



【設問 2-1】

「契約手続の電子化」についてメリットとを感じる点をお教えてください。(複数回答可。)

質問	回答数
印鑑押捺に比して社内の手続が簡便になる。	1 1
(印鑑押捺済みの)紙ベースの契約書を保管する必要がなくなる。	1 4
特段のメリットを感じない。	8
その他	1 1

その他意見

- 「具体的な利用方法が十分にイメージできない為、現段階で評価しにくい。物理的なインフラの整備、社会的合意の形成が必要であり、現段階で電子化を進める場合、合意形成に手間取りかえって手間がかかるのではないかと懸念される。」
- 「契約締結までを想定しますと別途、内部での規定についても考慮する必要があります。」
- 「現状、参加金融機関の調印ページを集める場合に、郵便によるタイムラグを(余裕を持って)見込む必要があるが、電子化されれば発信・着信のタイムラグがなくなるため、日程調整が行い易くなる。」
- 「書類の授受という点で、時間的な効率化が図れる。但し、インフラ整備には時間を要するものと思われる。」
- 「事務の効率化に資する部分は大きいと思われるが、メリットをフルに享受するためには手続き・事務フローの見直しが必要。例えば については、原本契約書は紙ベースではないため、原本契約書を保管する必要は無くなるが、手続きを変更しないと、結局は刷り出した Execution Copy を「みなし原本」として管理することになり、実態はあまり変わらない、という見方も出来る。」
- 「所要時間の全体的な短縮。」
- 「契約書が紙ベースで来なくなるとしても、印鑑証明書や資格証明書、抵当権設定関係書類等は現物を授受する必要があるのではないかとということと、契約書の印鑑照合システム導入コストや社内の事務規定の変更等を考えると、メリットの享受に対して疑問が残る。」
- 「契約手続きの電子化にはメリット・デメリットの比較考量、社内規定の修正等、相当の検討が必要と想像され、現時点ではどの程度のメリットがあるか不明。」
- 「調印手続き等簡略化できる。」
- 「課税対応、債権保全上の対応等、解決すべき問題があるとの認識である。」
- 「社内態勢も関係してくることであり、メリットは不詳。」

【設問 3-1】

貴社の各営業拠点におけるインターネット環境についてお教えてください。(電子メールが利用可能か否かは問いません。)

質問	回答数
原則として各職員のパソコン端末でインターネットが利用可能。	23
共用の端末のみインターネットが利用可能。	7
大規模の営業拠点ではインターネットが利用可能だが、その他の拠点ではインターネットに接続可能な端末はない。	2
セキュリティー等の理由から、インターネットに接続可能な端末はない。	0
その他	3

その他意見

「ウイルス流行時には一時的に添付書類の送受信が不可能になる。本店でのテスト後、約1日でこの規制が解かれる。」

「指定した職員のパソコン端末で利用可能。」

「一定の制約があるが、業務上必要であれば基本的に利用可能。」

【設問 3-2】

上記 3-1 で 「ないし」とお答えいただいた方のみ、詳細をお教えてください。

質問	回答数
ウェブサイトの閲覧、電子メールの利用とも可。	22
ウェブサイトの閲覧は可だが、電子メールは利用できない。	1
その他	5

その他意見

「ウェブメールの送受信については、情報管理の観点から、一定の制限あり。」

「ウェブサイトの閲覧は可能だが一部に制限あり。電子メールの利用は可。」

「ウェブサイトの閲覧が可能な端末(共用)と、電子メールの利用が可能な端末がセキュリティー上分けられている。」

「ウェブサイト・電子メール受信が利用可能。」

「ウェブサイトの閲覧は可能だが、電子メールの利用は、所属部署によって、一定の制限がある。」



【設問 4-1】

別添「シンジケーション取引電子化について」の内容についての質問や、より詳細な説明の希望等について、ご自由に記入してください。

(省略)

【設問 4-2】

シンジケーション取引の電子化についてご意見等があれば、ご自由に記入してください。(例:「情報授受の電子化」が導入された場合に支障となる貴社特有の事情など。)

(省略)

以 上